

長久手市もえるごみ及びプラスチック製容器包装収集運搬業務委託
(①・④地区) 仕様書

1 委託業務名

長久手市もえるごみ及びプラスチック製容器包装収集運搬業務委託(①・④地区)

2 委託場所

長久手市内外

3 事業目的

市民が指定日に指定場所に排出するもえるごみ及びプラスチック製容器包装を適正に収集し、各市指定搬入施設へ運搬することを目的とする。

4 遵守事項

- (1) 受託者は、長久手市一般廃棄物処理基本計画に従い委託業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、法、その他関係法令を遵守し、委託業務を遂行すること。
- (3) 受託者は、委託業務を着手するにあたって、その内容等について市と十分協議すること。
- (4) 受託者は、市と適宜連絡を保ち、委託業務の進捗等に支障が生じないように努めること。

5 契約期間

- (1) 準備期間 令和7年10月下旬から令和8年6月30日まで
- (2) 履行期間 令和8年7月1日から令和13年6月30日までの5年間

6 業務内容

市の収集計画に従い、市が指定する収集区域、収集ルート及び収集日程に基づき下記業務を行う。

- (1) もえるごみの収集及び排出場所の清掃、市指定搬入施設までの運搬
- (2) プラスチック製容器包装の収集及び排出場所の清掃、市指定搬入施設までの運搬

(3) 収集区域及び収集日程

ア 収集区域

別紙1 収集区域一覧のうち、①地区及び④地区

イ 収集ルート

収集は、原則ルート収集で行う。収集ルートは市が指示するものとし、収集区域及びルート等の追加又は変更を指示した場合には、その指示に従うこと。収集区域内で住宅地開発が行われた場合は、市の指示により収

集を開始すること。

ウ 収集日程

種別	地区名	収集日程
もえるごみ	①地区	毎週月・木曜日の収集日
	④地区	毎週火・金曜日の収集日
プラスチック製容器包装	①地区	隔週水曜日の収集日※
	④地区	隔週水曜日の収集日※

※①地区と④地区のプラスチック製容器包装の収集日は重複しない。

(4) 市指定搬入施設

種別	市指定搬入施設
もえるごみ	愛知県尾張旭市晴丘町東 3 3 番地 1 尾張東部衛生組合晴丘センター
プラスチック製容器包装 ※	愛知県長久手市下川原 1 6 番地 1 興亜商事株式会社長久手リサイクルセンター

※プラスチック製容器包装の市指定搬入施設は、令和 7 年度の状況であり、変更となる可能性がある。

(5) 業務時間

委託業務は、月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から行い、午後 2 時までに各市指定搬入施設まで運搬する。なお、天災その他やむを得ない事情により、時間の変更や中止が必要な場合は、事前に市と協議し、市の指示に従うこと。

(6) 作業日報及び収集状況報告書

- ア 受託者は、作業日当日の作業終了後、速やかに作業日報を提出すること。
- イ 受託者は、当月分の受託業務実績を翌月 5 日までに収集状況報告書により、市に報告しなければならない。
- ウ 発注者は、受託者より報告書の提出があったとき、速やかに審査する。

7 車両

- (1) 安全で効率のよい作業を実施するため、もえるごみとプラスチック製容器包装の収集運搬には、機械式塵芥収集車を 5 台使用すること。
- (2) 市の委託業務であることを示す表示を行うこと。
- (3) 委託業務に使用する車両は、本業務専用車両とし、契約期間中は他の目的に使用しないこと。
- (4) 市が指定する曲を車外に放送可能なスピーカー等を備えること。なお、契約期間中に指定する曲が変更となる可能性を考慮した機器とすること。

- (5) 委託業務で使用する車両は、別紙3のとおり市が指定するビジュアルデザインとすること。なお、ビジュアルデザインのデータは市が提供する。
- (6) 自己の負担で自動車保険に加入すること。
- (7) 委託業務に使用する車両は、事前に市に届け出て承認を得たのち、市指定搬入施設において計量及び登録を行うこと。
- (8) 前項による車両を変更しようとするときは、事前に市の承認を受け、前項の手続きと同様の手続きを行うこと。また、故障等によりやむを得ず他の車両を使用するときは、事前に市の承認を得ること。
- (9) 車両は、最新の自動車排ガス規制適合車とし、環境に配慮したものを使用すること。
- (10) 車両にはGPS 車載機を取り付け各車両の走行記録を作成し、市の求めに応じて記録を提出すること。
- (11) 車両にはバックモニター及びドライブレコーダーを取り付け、市の求めに応じてデータを提供すること。
- (12) 年末年始等において、ごみの排出量増加に伴い、業務時間内に収集することが困難であると想定される場合は、事前に市の許可を受け、車両の増車等で対応すること。

8 必要経費

受託者が負担する経費は、次のとおりとする。

- (1) 業務従事者の人件費及び被服費、安全に係る経費
- (2) 業務上使用する車両に関する経費
- (3) 委託業務の遂行にあたって生じた事故の処理経費及び第三者に与えた損害賠償に係る経費
- (4) その他業務遂行に必要な経費

9 提出書類

- (1) 着手届
- (2) 監理技術者届
- (3) 委託業務従事者名簿及び運転免許証の写し
- (4) 車両調書、自動車検査証及び車両保険加入関係書類
- (5) 完了届
- (6) その他委託業務の遂行上必要であると市が判断し指示する書類

10 委託料の支払

委託業務に係る委託料は、毎月業務終了ごとに支払われるものとする。受託者は当月の業務終了後、翌月15日までに請求書を提出し、受理された日から30日以内に支払われるものとする。

なお、3月は当月末日までに請求書を提出すること。

1 1 委託料の特例

委託業務に係る委託料は、次に該当する場合、委託者受託者双方で協議の上、変更できるものとする。

- (1) 消費税及び地方消費税率が変更されたとき。
- (2) その他賃金、物価等が大きく変動したとき。
- (3) 市指定搬入施設を変更したとき。

1 2 受託者の責任

委託業務において、次に掲げる事項に該当する場合は、速やかに事故報告を市に提出しなければならない。

- (1) 業務における不慮の事故があった場合
- (2) 受託者の行為に起因し、第三者に損害を与えた場合

1 3 契約の解除

市は、次の掲げる事項に該当するときは、この契約を解除することができる。なお、受託者は、これに対し異議の申し立て及び補償金等の要求は行わないものとする。

- (1) 受託者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条に規定する基準に適合しなくなったとき。
- (2) 受託者の契約違反その他不正行為により、発注者がこの契約を続行することができないと認めたとき。
- (3) 受託者が破産の宣告を受けたとき。
- (4) 受託者が市の指示に従わないとき。
- (5) 市がこの契約を解除する必要があると認めたとき。

1 4 研修

- (1) 事前に、収集区域及び収集ルート等の把握、調査を受託者の負担で行い、令和8年7月1日から適正に委託業務を行うことができるようにすること。
- (2) 令和8年6月30日までの、収集区域における排出場所、収集ルートや収集時間の確認を必ず行い、令和8年7月1日以降の収集時間もそれまでの収集時間を可能な限り遵守すること。

1 5 委託業務従事者等

- (1) 委託業務に従事する者は、収集車1台につき運転手・収集作業員あわせて2人以上とする。
- (2) 収集車1台に同乗する2人のうち1人以上は、ごみ収集運搬業務に1年以上従事した経験を有するものとする。
- (3) 委託業務に従事する者をあらかじめ市に届け出ること。また、変更等がある場合も速やかに届け出ること。
- (4) 委託業務の作業中は、制服、ヘルメット、手袋及び安全靴等を着用し、事故防止に十分注意すること。

1 6 連絡体制

緊急時に対応する緊急連絡体制を定め、市に提出すること。

1 7 災害時の応援協力

大規模災害が発生した際には、災害廃棄物等の処理に関して可能な限り市に協力すること。また、災害時においても、原則委託業務は実施すること。

1 8 注意事項

- (1) 受託者は、委託業務従事者に対する服装、言語及び態度の管理指導を行い、市民に不快の念を与えないようにしなければならない。
- (2) 受託者は、委託業務従事者に対して交通法規を遵守し、安全な運転が確保されるよう管理指導しなければならない。
- (3) 適正に排出されていない、もえるごみ及びプラスチック製容器包装には、啓発用ステッカーを貼り、取り残すとともに、その状況を市に報告すること。
なお、一定期間が経過したのちも放置されている場合は、市の指示により回収すること。
- (4) 収集したものを市の許可なく売却もしくは他人に与えてはならない。
- (5) 収集後にごみくずを残さないように清掃すること。
- (6) 取り忘れ等があった場合は、夜間、休日にかかわらず速やかに回収すること。
- (7) ごみネット等について、破損のないように扱い、簡易的に片づけを行うこと。
- (8) 過積載とならないようにすること。

1 9 その他

受託者は、本仕様書の内容に疑義が生じた場合あるいは記載がない事項が生じた場合には、市に報告し、その指示に従うものとする。

別紙1 収集区域一覧

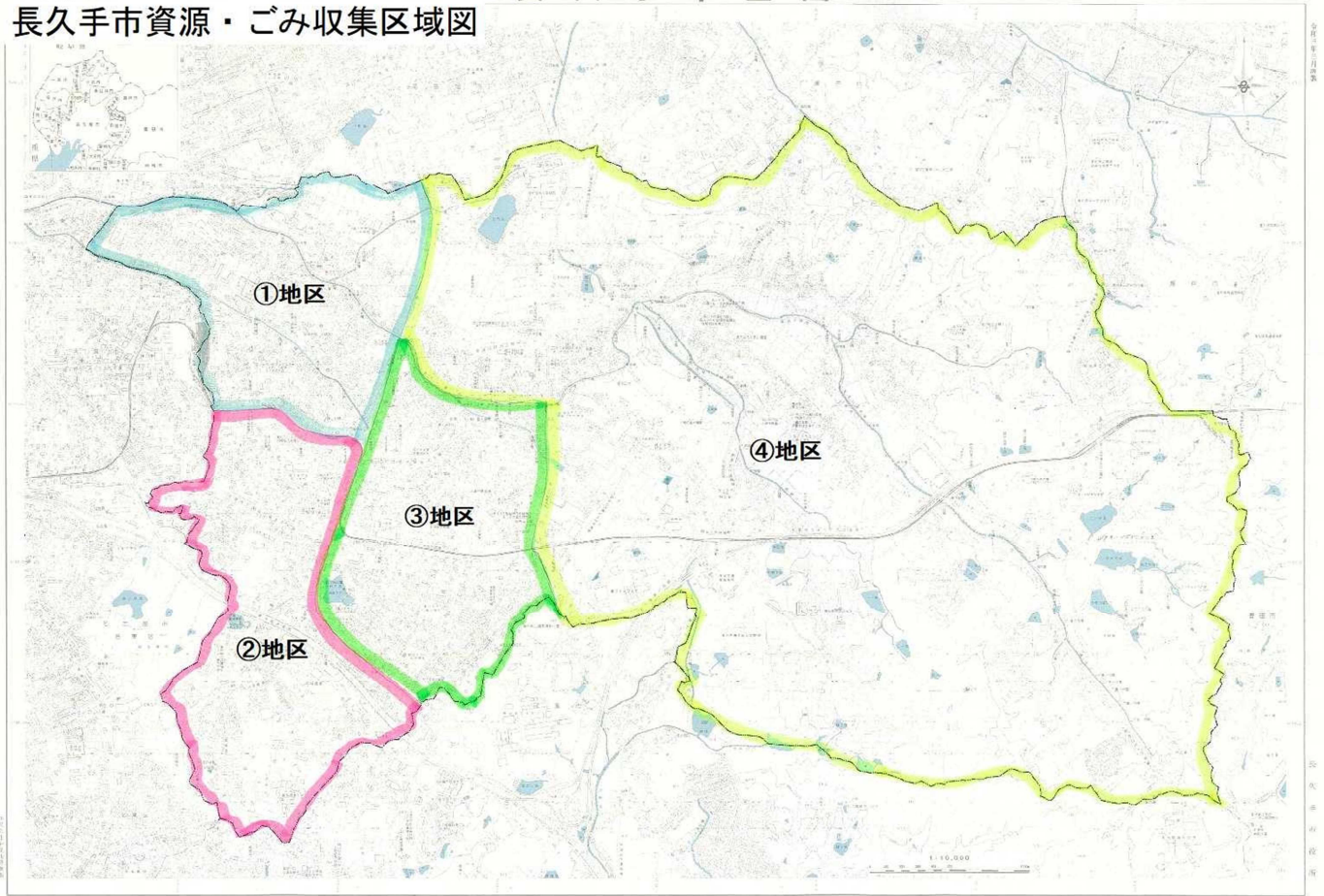
①地区	②地区	③地区	④地区
荒 田	市が洞一丁目	杵 ケ 池	阿 畑 菅 池
池 田	市が洞二丁目	氏 神 前	雨 堤 助 六
上 川 原	市が洞三丁目	喜 婦 嶽	石 場 大 日
鴨 田	井 堀	香 桶	茨 ケ 廻 間 段
草 掛	打 越	城 屋 敷	杵 ケ 根 中 井
五 合 池	卯塚一丁目	砂 子	杵 ノ 洞 中 池
桜 作	卯塚二丁目	先 達	岩 廻 間 中 屋
下 川 原	片 平	長配一丁目	馬 堤 東 田
下 山	片 平 一丁目	長配二丁目	榎 ノ 下 東 山
段 の 上	片 平 二丁目	長配三丁目	蛭 子 東 平 地
塚 田	蟹 原	戸 田 谷	大 久 手 平 地
中 川 原	久 保 山	西 浦	観 音 堂 広 田
仲 田	熊 田	東 浦	北 浦 深 田
西 原	作 田 一丁目	東 狭 間	北 熊 福 井
西 原 山	作 田 二丁目	富 士 浦	熊 張 深 田 棒 振
野 田 農	菖 蒲 池	坊 の 後	小 稻 葉 松 杵
原 邸	丁 子 田	仏 が 根	鯉 ケ 廻 間 丸 根
原 山	根 嶽	宮 脇	小 深 丸 山
東 原	根 の 神	武 蔵 塚	郷 前 溝 之 杵
東 原 山		岩作平子■	申 平 横 道
平 池		山 越	汐 見 坂 よ し 池
南 原 山		山 野 田	下 権 田 葭 ケ 廻 間
岩作石田 ●			下 田 立 花
岩作浮江			勝 入 塚 早 稲 田
岩作落合			神 明
岩作北山 ●			真 行 田
岩作下島			神 門 前
岩作下田 ●			
岩作隅田 ●			
岩作高山 ●			
岩作長筏			
岩作西浦			
山 桶			
櫨 木			
			前熊一ノ井 岩作石田● 岩作寅山
			前熊志水 岩作井戸ヶ根 岩作西立花
			前熊下田 岩作色金 岩作長池
			前熊寺田 岩作内万場 岩作中権代
			前熊中井 岩作大根 岩作中島
			前熊西脇 岩作折戸ヶ平 岩作長鶴
			前熊根ノ上 岩作欠花 岩作中縄手
			前熊根ノ原 岩作壁ノ本 岩作中根
			前熊橋ノ本 岩作雁又 岩作中根原
			前熊原山 岩作北山● 岩作中立花
			前熊広面 岩作狐洞 岩作中脇
			前熊堀越 岩作五反田 岩作西島
			前熊前山 岩作権田 岩作東島
			前熊溝下 岩作権代 岩作東中
			岩作三ヶ峯 岩作平子■
			岩作申立花 岩作平地
			岩作下田● 岩作琵琶ヶ池
			岩作下堀越 岩作福井
			岩作蛇洞 岩作丸根
			岩作白針 岩作溝添
			岩作城の内 岩作南島
			岩作隅田● 岩作宮後
			岩作高根 岩作宮前
			岩作高根前 岩作向田
			岩作高山● 岩作向畑
			岩作塚本 岩作元門
			岩作寺田 岩作桃ノ木洞
			岩作寺山 岩作八瀬ノ木
			岩作床寒 岩作藪田
			岩作泥亀首 岩作早稲田

●…図書館通りから西側は①地区、東側は④地区

■…瀬戸大府東海線から西側は③地区、東側は④地区

長久手市全図

長久手市資源・ごみ収集区域図



別紙2 もえるごみ及びプラスチック製容器包装の排出量及び世帯数について

1 もえるごみ排出量

年度	委託事業者収集分			直営	総合計	備考
	①・④地区	②・③地区	合計			
令和2年度	4,366,440 kg	5,085,180 kg	9,451,620 kg	530,730 kg	9,982,350 kg	※一部直営収集区域あり
令和3年度	4,287,250 kg	4,800,940 kg	9,088,190 kg	517,710 kg	9,605,900 kg	※一部直営収集区域あり
令和4年度	4,127,370 kg	4,789,300 kg	8,916,670 kg	491,640 kg	9,408,310 kg	※一部直営収集区域あり
令和5年度	4,364,395 kg	4,548,035 kg	8,912,430 kg	129,620 kg	9,042,050 kg	※R5.7～全市域委託化
令和6年度	4,464,290 kg	4,504,310 kg	8,968,600 kg	15,660 kg	8,984,260 kg	※全市域委託化

2 プラスチック製容器包装排出量

年度	委託事業者収集分			直営（エコハウス収集分）	総合計	備考
	①・④地区	②・③地区	合計			
令和2年度	155,790 kg	182,820 kg	338,610 kg	42,415 kg	381,025 kg	※全市域委託
令和3年度	159,750 kg	190,700 kg	350,450 kg	57,019 kg	407,469 kg	※全市域委託
令和4年度	163,630 kg	194,191 kg	357,821 kg	63,164 kg	420,985 kg	※全市域委託
令和5年度	157,850 kg	186,350 kg	344,200 kg	70,283 kg	414,483 kg	※全市域委託
令和6年度	166,770 kg	184,040 kg	350,810 kg	76,130 kg	426,940 kg	※全市域委託

3 もえるごみ・もえないごみにおけるプラスチック製品組成比率（組成調査結果）

年度	もえるごみ袋内	もえないごみ袋内
令和4年度	6.40%	15.60%
令和5年度	1.80%	—
令和6年度	5.82%	—

4 人口推移（各年度3月31日）

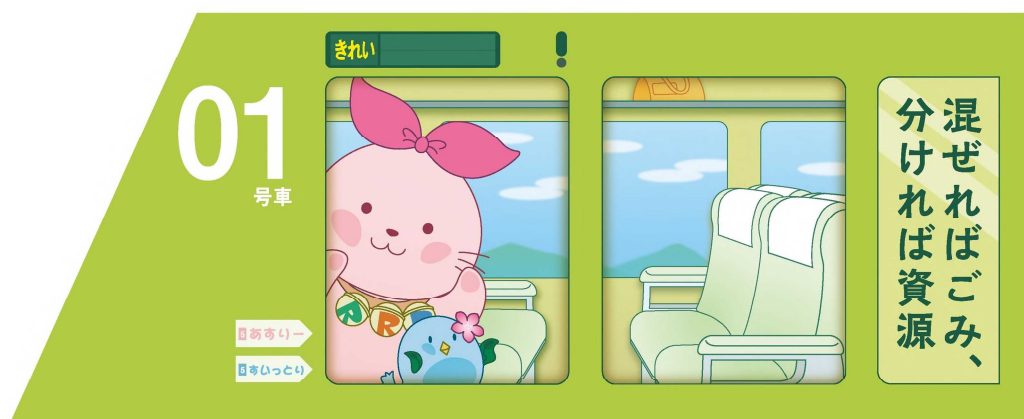
年度	①・④地区	②・③地区	合計	備考
令和2年度	29,011 人	31,024 人	60,035 人	
令和3年度	29,246 人	31,106 人	60,352 人	
令和4年度	29,609 人	31,161 人	60,770 人	
令和5年度	30,000 人	31,077 人	61,077 人	
令和6年度	30,164 人	31,217 人	61,381 人	
令和7年度	—	—	62,379 人	推計値
令和8年度	—	—	62,620 人	推計値
令和9年度	—	—	62,861 人	推計値
令和10年度	—	—	63,102 人	推計値
令和11年度	—	—	63,343 人	推計値
令和12年度	—	—	63,584 人	推計値

別紙3 車両ビジュアルデザイン

左側面



右側面



後面

